

令和3年度県立大和高等学校不祥事ゼロプログラム

神奈川県立大和高等学校（以下「県立大和高校」という。）は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、つぎのとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

1 実施責任者

県立大和高校「不祥事ゼロプログラム」の実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭及び企画会議構成員は、校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。なお、実施責任者は、不祥事防止のために全職員を対象とした個別面談を行う。

2 目標及び行動計画

① 法令順守意識の向上(法令の遵守、服務規律の徹底)

ア 目標

教育公務員としての自覚を持ち、信用失墜行為を未然に防止する。

イ 行動計画

i 神奈川職員行動指針を再確認し教育公務員としての自覚を高める。

ii 教育公務員としての高度な規範意識が根づくよう、日頃から注意喚起を行い事故防止の徹底を図る。

iii 職員“ヒヤリハット事例・日頃の心がけ”アンケートを実施し、事故防止研修会で共有・意見交換を行う。

② 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア 目標

職員一人ひとりがパワハラ、セクハラ、マタハラ等について意識を高め、未然に防止する。

イ 行動計画

i ハラスメントにおける理解を深め、職員がお互いの人格を尊重し、職場における適切なコミュニケーションを図る。

ii 日頃から自分の言動を振り返ったり互いに注意しあったりできる環境をつくり、未然に防止する。

③ 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為について当事者意識をもって取り組み、未然に防止する。

イ 行動計画

i 「STOP!ザ・セクハラ/わいせつな行為」について教育実習期間の直前に改めて注意喚起を行うとともに、教育実習生に対してもオリエンテーションの中で講話と注意喚起を行う。

ii 生徒の教育相談、指導において、複数対応を徹底する。

iii 日頃からの注意喚起に加え、定期的に「点検の日」を設け事故防止の徹底を図る。

④ 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

体罰と不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

i 日頃から注意喚起を行い事故防止の徹底を図る。

ii 人権の尊重について意識啓発を行うとともに、部活動指導などの場面では複数の顧問でお互いの指導を確認する環境づくりを進める。

⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

- ・入学者選抜業務において、公平かつ公正に選抜業務を行い、事故を未然に防止する。
- ・定期試験問題の作成・管理及び成績処理に係る事故を未然に防止する。
- ・調査書・推薦書等、進路関係書類の作成・発行に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 入学者選抜業務は、受検生の視点に立ち、準備から合格発表まで適切に業務を遂行する。
また、特色検査問題の厳密なチェックと印刷の適正化を図る。
- ii 定期試験作成マニュアルに従い作成、点検し、適正な管理・実施を徹底する。
- iii 調査書の作成・点検について、校内マニュアルに従って適切に実施し、複数の職員による確認を徹底する。

⑥ 個人情報等管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の適切な取扱いに努め、個人情報の流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 個人電子情報の取り扱いについて神奈川県教育委員会情報セキュリティ一対策基準に基づく校内規定を遵守する。また、教務手帳の適切な保管に努める。
- ii 携帯電話等への個人情報の登録について点検を行うとともに事故防止の徹底を図る。

⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通事故の発生、酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。

イ 行動計画

交通事故、酒酔い、酒気帯び運転の重大性について、日頃から注意喚起を行うとともに処分事例なども提示し事故防止の徹底を図る。

⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

作業プロセスの簡素化・効率化、文書や電子ファイルの共有化と引継ぎの徹底を図り、未然に事故を防止する。

イ 行動計画

- i 校内の業務マニュアルを整備し、業務の簡素化・効率化、引継ぎを徹底する。
- ii 業務執行に際して複数の職員によるチェックと協力体制を構築する。

⑨ 財務事務等の適正執行

ア 目標

会計事務処理を適正に行い、事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 私費会計の担当者会議を開催して意識啓発と注意喚起を行い、私費の適正執行を徹底する。
- ii 経理処理の適正化に努め、事故を未然に防止する。

3 検証

(1) プログラムの実施状況について中間検証を行い、プログラムの確実な実施に向け取組みを進め、年度末に最終的な検証・評価を行う。

(2) 令和3年度の最終検証・評価を踏まえ、令和4年度の不祥事防止プログラムを策定する。

4 事務局

このプログラムの策定及び具体的手続きについては、企画会議（事故防止会議担当）がこれを行う。